

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等)に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和7年1月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>生徒が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p>
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表151の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務学事課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県総務部総務学事課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 電話番号087-832-3058

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 香川県総務部総務学事課
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
電話番号087-832-3058

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、重ねて住基ネット照会による照合を行うこととする。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を扱う際の高等学校等就学支援金事務処理システムへのアクセスについては、一般業務用の環境とは物理的に分割された特定業務用環境(マイナンバー利用事務系環境)から行うものであり、当該環境、端末を利用できるユーザーは最小限の登録となっている。

また、当該環境の端末は、ワイヤーロックにより固定されており、ログインには生体認証とパスワードによる二要素認証が必要であり、離席時にはログオフを徹底している。さらに操作ログ保存による牽制もあることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8条	事後	番号利用法の改正による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	番号利用法の改正による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	番号利用法の改正による
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する。 ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする。
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。	生徒が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する。 ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする。
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時)	①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等)	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する。 ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする。
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出	②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する。 ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする。
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③保護者等の個人番号のデータ化	③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る)	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する。 ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする。
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会	④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する。 ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする。
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する。 ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする。
令和4年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]委託しない [十分である]	[O]委託しない []		見直しの結果
令和4年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]接続しない(提供) [十分である]	[O]接続しない(提供) []		見直しの結果

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年7月1日時点		見直しの結果
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年7月1日時点		見直しの結果
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年6月1日時点		見直しの結果
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年6月1日時点		見直しの結果
令和7年1月16日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	事後	番号法等改正による
令和7年1月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第58条各号	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表151の項	事後	番号法等改正による
令和7年1月16日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更による
令和7年1月16日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	時点更新
令和7年1月16日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	時点更新
令和7年1月16日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	—	IVリスク対策に記載のとおり	事前	様式変更による
令和7年1月16日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事前	様式変更による